

<p style="text-align: center;">ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等用) (新)</p>	<p style="text-align: center;">ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等用) (旧)</p>
<p style="text-align: center;">ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等 用)</p> <p style="text-align: right;">2020年2月13日制定 <u>2020年4月27日改正</u></p> <p>(乙等が締結する契約の相手方の制限に関する特則)</p> <p>第1条 乙、再委託先及び共同実施先 (以下「乙等」という。) は、委託業務を実施するために締結する契約 (売買、請負その他の契約であり契約金額100万円未満のものを除く。) をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、委託業務の遂行上、当該事業者でなければ委託業務の遂行が困難又は不適當である場合は、甲の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。</p> <p>2 甲は、乙等が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、乙から必要な措置を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、委託業務の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(プログラムディレクター)</p> <p>第2条 ムーンショット型研究開発事業において、目標毎に甲が任命するプログラムディレクター (以下「PD」という。) は、目標達成及び構想実現に向</p>	<p style="text-align: center;">ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等 用)</p> <p style="text-align: right;">2020年2月13日制定</p> <p>(乙等が締結する契約の相手方の制限に関する特則)</p> <p>第1条 乙、再委託先及び共同実施先 (以下「乙等」という。) は、委託業務を実施するために締結する契約 (売買、請負その他の契約であり契約金額100万円未満のものを除く。) をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、委託業務の遂行上、当該事業者でなければ委託業務の遂行が困難又は不適當である場合は、甲の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。</p> <p>2 甲は、乙等が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、乙から必要な措置を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、委託業務の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(プログラムディレクター)</p> <p>第2条 ムーンショット型研究開発事業において、目標毎に甲が任命するプログラムディレクター (以下「PD」という。) は、目標達成及び構想実現に向</p>

ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等用) (新)	ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等用) (旧)
<p>けて、ポートフォリオ (プログラムの構成 (組み合わせ) や資源配分等の方針をまとめたマネジメント計画) を構築し、本事業を推進する。</p> <p>(国外企業等の特例)</p> <p>第3条 乙が国外企業等 (日本以外の国の企業、大学又は研究機関をいう。) であるときは、業務委託契約約款 (大学・国立研究開発法人等用) (以下「原約款」という。) 第31条第1項中「乙に帰属するものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲の持分は、甲及び乙の持分の50%以上とする (以下甲乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)」とする。</p> <p>2 前項の場合、原約款第31条第3項第四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3第1項及び第4項、第31条の4第1項、第3項及び第4項、第31条の5 <u>並びに</u> 第33条第3項及び第4項の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</p> <p>3 委託期間中及び委託期間終了後の共有知的財産権の出願、登録及び維持に係る費用 (以下「出願等費用」という。) は、乙が甲の持分に係る出願等費用も負担するものとする。ただし、乙が持分の全部を放棄した場合は、この限りでない。</p> <p>4 委託期間中であって、甲が承認した場合は、出願に係る費用は委託業務の実施に要した経費として計上することができる。</p> <p>5 乙が第三者に対して共有知的財産権の利用許諾をする場合は、別添特別約款様式1による共有知的財産の利用許諾申請書により、あらかじめ甲の承認を得なければならない。</p> <p>6 甲は、共有知的財産権について、第三者に対して任意に利用許諾をすることができるものとし、乙はあらかじめこれに同意するものとする。</p>	<p>けて、ポートフォリオ (プログラムの構成 (組み合わせ) や資源配分等の方針をまとめたマネジメント計画) を構築し、本事業を推進する。</p> <p>(国外企業等の特例)</p> <p>第3条 乙が国外企業等 (日本以外の国の企業、大学又は研究機関をいう。) であるときは、業務委託契約約款 (大学・国立研究開発法人等用) (以下「原約款」という。) 第31条第1項中「乙に帰属するものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲の持分は、甲及び乙の持分の50%以上とする (以下甲乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)」とする。</p> <p>2 前項の場合、原約款第31条第3項第四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3第1項及び第4項、第31条の4第1項、第3項及び第4項、第31条の5、<u>第33条第3項及び第4項</u>の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</p> <p>3 委託期間中及び委託期間終了後の共有知的財産権の出願、登録及び維持に係る費用 (以下「出願等費用」という。) は、乙が甲の持分に係る出願等費用も負担するものとする。ただし、乙が持分の全部を放棄した場合は、この限りでない。</p> <p>4 委託期間中であって、甲が承認した場合は、出願に係る費用は委託業務の実施に要した経費として計上することができる。</p> <p>5 乙が第三者に対して共有知的財産権の利用許諾をする場合は、別添特別約款様式1による共有知的財産の利用許諾申請書により、あらかじめ甲の承認を得なければならない。</p> <p>6 甲は、共有知的財産権について、第三者に対して任意に利用許諾をすることができるものとし、乙はあらかじめこれに同意するものとする。</p>

ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等用) (新)	ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等用) (旧)
<p>7 甲は、共有知的財産権の自己持分を放棄する場合は、その旨を乙に通知するものとする。</p> <p>8 甲、乙又は甲乙共同して、第三者に対して共有知的財産権の利用許諾を行う場合は(以下当該第三者を「利用許諾先」という。)、あらかじめ利用許諾先との間で次に掲げる事項を合意しなければならない。</p> <p>一 甲又は乙は、共有知的財産権の自己持分を利用許諾先の承認を得ることなく、放棄できること(ただし、甲又は乙が利用許諾先に対して1年以下の知的財産権維持義務を負う場合を除く。)</p> <p>二 利用許諾先が共有知的財産権を自ら実施したことにより生じた一切の責任や損害賠償から甲及び乙が免責されること</p> <p>三 利用許諾先の合併、会社分割等の組織再編、事業譲渡、株式譲渡等により、経営環境又は経営体制に著しい変化が生じた場合に利用許諾契約を解約できること</p> <p>(知的財産権の設定・移転)</p> <p>第4条 本契約では、原約款第31条第3項第四号ただし書きは適用しない。</p> <p>(甲の解除権)</p> <p>第5条 原約款第36条第1項に次の1号を追加する。</p> <p>六 乙が、甲が公募時等に提示する応募要件を満たさなくなったとき。</p> <p>2 原約款第36条第2項に以下を追加する。</p> <p>また、甲は、PDや内閣府に設置する戦略協議会の助言を踏まえ、ポートフォリオを見直す上でやむを得ないと判断する場合は、本契約を解除することができる。</p>	<p>7 甲は、共有知的財産権の自己持分を放棄する場合は、その旨を乙に通知するものとする。</p> <p>8 甲、乙又は甲乙共同して、第三者に対して共有知的財産権の利用許諾を行う場合は(以下当該第三者を「利用許諾先」という。)、あらかじめ利用許諾先との間で次に掲げる事項を合意しなければならない。</p> <p>一 甲又は乙は、共有知的財産権の自己持分を利用許諾先の承認を得ることなく、放棄できること(ただし、甲又は乙が利用許諾先に対して1年以下の知的財産権維持義務を負う場合を除く。)</p> <p>二 利用許諾先が共有知的財産権を自ら実施したことにより生じた一切の責任や損害賠償から甲及び乙が免責されること</p> <p>三 利用許諾先の合併、会社分割等の組織再編、事業譲渡、株式譲渡等により、経営環境又は経営体制に著しい変化が生じた場合に利用許諾契約を解約できること</p> <p>(知的財産権の設定・移転)</p> <p>第4条 本契約では、原約款第31条第3項第四号ただし書きは適用しない。</p> <p>(甲の解除権)</p> <p>第5条 原約款第36条第1項に次の1号を追加する。</p> <p>六 乙が、甲が公募時等に提示する応募要件を満たさなくなったとき。</p> <p>2 原約款第36条第2項に以下を追加する。</p> <p>また、甲は、PDや内閣府に設置する戦略協議会の助言を踏まえ、ポートフォリオを見直す上でやむを得ないと判断する場合は、本契約を解除することができる。</p>

ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等用) (新)	ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等用) (旧)
<p><u>(削除)</u></p> <p>(再委託先との契約) 第6条 本特別約款は、再委託先及び共同実施先に準用する。</p> <p>(英文訳との関係) 第7条 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。</p> <p>(存続条項) 第8条 委託期間が終了し、又は原約款第36条、第37条、第38条に基づき本契約を解除された場合であっても、本特別約款第3条、第4条、<u>(削除)</u> 第6条及び第7条は各条項の対象事由が消滅するまでなおその効力を有する。</p> <p>附 則 本特別約款は、2020年2月13日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>本特別約款は、2020年4月27日から施行する。</u></p>	<p><u>(裁判管轄)</u> 第6条 原約款第46条に次のただし書を追加する。 <u>ただし、法令に専属管轄の定めがある場合はこの限りでない。</u></p> <p>(再委託先との契約) 第7条 本特別約款は、再委託先及び共同実施先に準用する。</p> <p>(英文訳との関係) 第8条 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。</p> <p>(存続条項) 第9条 委託期間が終了し、又は原約款第36条、第37条、第38条に基づき本契約を解除された場合であっても、本特別約款第3条、第4条、<u>第6条、第7条</u>及び第8条は各条項の対象事由が消滅するまでなおその効力を有する。</p> <p>附 則 本特別約款は、2020年2月13日から施行する。</p>